

奈良県告示第四百五十五号

奈良県病院事業会計規則に基づく会計帳簿等の様式に関する規程（昭和四十七年三月奈良県告示第六百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条の表上欄中「第七十四条」を「第七十五条」に、「第七十五条」を「第七十六

条」に改め、同表中欄中

事業報告書

を

事業報告

キャッシュ

書

に改め、同表下欄中「公営企業法施行規則」を「地方

ユ・フロー計算書

公営企業法施行規則」に、「別表第十号様式」を「別記第九号様式」に改める。

第二号様式及び第二十一号様式中「病院マネジメント課長」を「病院マネジメント課長」に改める。

第二十二号様式中「奈良県医療政策部医療管理課長」を「奈良県医療政策部病院マネジメント課長」に、「（医療管理課長）を」（病院マネジメント課長）に改める。

第二十三号様式中「奈良県医療政策部医療管理課長」を「奈良県医療政策部病院マネジメント課長」に改める。

第二十四号様式、第二十五号様式及び第二十六号様式中「奈良県医療政策部医療管理課」を「奈良県医療政策部病院マネジメント課」に改める。

第二十七号様式から第二十九号様式まで及び第四十一号様式中「医療管理課長」を「病院マネジメント課長」に改める。